うるわし通信

LET'S

一般社団法人 うるわしの桜井をつくる会 〒633-0091 奈良県桜井市 桜井1259エルトさくらい内 TEL&FAX:0744-47-3981 URL: http://lets.some.jp E-mail:lets@some.jp

平成24年2月

教育問題に関心を持ちましょう

お隣りの大阪府で橋下氏が独特の「教育条例案」を提議しています。橋下氏は話を盛り上げる事が上手で、その点で人気者のようです。この人が単なる人気者にとどまらず権力者となってしまったために、話がますます。

この話にどこまでもついて行って、みんなが同じ思想にかぶれて良いのだろうか。他府のこととはいえ、いまのうちに予防注射して免疫になった方が良いのでは。と考え「コミュニケーション研究センター」主催

に「うるわしの桜井をつくる 会文化部」が共催し1月20日 まほろばセンターに於ら見る まま大阪府教育条例案かた見を で大大のではました。 は朝日新聞大の問題にも報道 集委員で深く掘り下げる西見がには がには にお願いしました。 にお願いしました。

当日の参加者は60名でこの 問題の関心の高さがうかがわ れました。1時間 の講演の 後、更に1時間ばかり質疑応 答があり、西見氏退席の後、 更に参加者間で討論の時間を 持ちました。とても中味のあ る講演でしたし、質問も聞き ごたえのある内容で、共催者 の立場を超えて参加された皆 さんに敬服しました。

今号はこの講演会の特集です。紙面の都合で白熱した会場の様子を充分伝えられないのが本当に残念です。講演会を終った後もずっと、未来をになう子どもたちへ教育はいかにあるべきか、を考える日々です。



大阪府教育基本条例案から見える教育改革のすがた まほろばセンター

『大阪府教育基本条例案から見える教育改革のすがた』 講師 西見誠一:朝日新聞大阪本社社会部編集委員

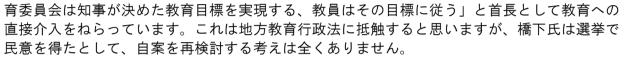
『講演録』

橋下氏が掲げる「大阪府教育基本条例案」は教育全般にわたる48ヶ条から成り立っていますが、要点は「政治主導・成果主義・保護者に権限をわたす」の3点に絞ることがます。

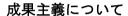
政治主導について

日本では戦後ずっと政治は教育と一線を画してきました。政治と教育が一体化して国を無謀な戦争へ駆り立てた反省から、政治的中立を求めて成立したのが教育委員会制度です。

しかし、橋下氏は「教育目標を決めるのは知事であり、教



戦後ずっと続いてきた政治と教育の関係を根本から変えようとしています。



この条例案の草案を書いた大阪市議は「格差を生んでもエリートを育成したい」といっています。教育の機会均等に基く自由な教育を順守してきた従来の常識をくつがえす考え方です。

また、指導力に問題のある教師を見つけ出し、その評価を厳しくし、免職させるという強圧 的な条項や学校間も成果を求めての競合により定員割れする学校は統廃合の対象にするという 条項もあります。

保護者に権限をわたすについて

この条例案はかなり荒っぽくて他の法令との整合性がとれていないという問題がありますが、橋下氏は選挙で民意を得たといっています。

さて、選挙後に橋下氏の「条例案」について市民を対象に調査してみると、教員について厳 しい批判はあったが、教育委員の実態については、ほとんどの人が知らないのです。

現在、教育委員会は、せめて「知事が教育目標を決める」を「知事が教育委員と協議して決める」との修正を提案していますが、橋下氏は対話関係を拒否、選挙により民意を得たという



ことを根拠にして、知事は教育委員より上位であると、上下関係を貫きたい という考えです。

このように橋下氏は「いままで守ってきた教育では激動するグローバル化について行けない」といい教育の価値観の違いがきわ立っています。

橋下氏は教育委員会制度に挑戦的です、教育基本法は本来、橋下氏のような人が教育に強引に入り込むのを防ぐ法であり、制度なのですが・・・

「大阪府教育基本条例案」 一教育委員会制度に対する異議申し立て—

コミュニケーション研究センター 代表 島岡 將

昨年11月、大阪ダブル選で地域政党「大阪維新の会」の公認候補が圧勝し、同政党が提案していた「教育基本条例案」の成立が さらに現実味を増しました。政治主導で教育行政の改革を図る

「教育基本条例案」は、1956年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(「地方教育行政法」)によって規定された現行の教育委員会制度に対する根本的な異議申し立てと位置づけることができます。

現行の教育委員会制度に対する問題提起は、しかし、大阪維新の会の「教育基本条例案」がはじめてではありません。教育委員会制度廃止論から同制度の弾力的な運用論や活性化論など教育委員会制度の改革の必要性を指摘する様々な提言がこれまでにもなされています。



例えば、2003年に全国市長会が実施した「地方自治の将来像に関するアンケート調査」において回答した全国の市の61%にあたる380市の首長が教育委員会制度の廃止または委員会設置の選択制を主張していました。この主張は当時すでに指摘されていた現行教育委員会制度の問題点一学校現場、保護者、地域住民の声を反映できない閉鎖性、文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会という縦割り的な集権型の仕組み、事務局職員の教育課題に対する意識の低さ、会議の形骸化、責任の所在のあいまいさ、意志決定の遅滞、委員の高齢化と名誉職化、そして首長との意志疎通の欠如など一を反映したものであったと考えられます。

また「教育基本条例案」の骨子である「学校選択制」、「学校評価システムの確立と教員評価の 徹底」、「保護者・地域住民の学校運営への参画」、「教育委員会の権限の首長への移譲」、「校長の 権限強化」もまた、中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」(2005年)、地方 制度調査会「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(2005年)、規制 改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」 (2006年)等において提言されています。

「教育基本条例案」は、競争主義と成果主義に立つ点で、新自由主義教育改革の系譜に属します。学校教育に個人の自由と責任に基づく競争と市場原理を持ち込む新自由主義教育改革の展開の背景には、「ゆとり教育」と「学校週五日制」がもたらしたとされる学力の低下の問題に対する危機意識があります。「ゆとり教育」と「学校週五日制」は、1996年の中央教育審議会の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」において提案されたものですが、「教育基本条例案」もまたこの危機意識を共有しています。同条例案は、今日の学力低下に対処する処方箋と位置づけることができます。



「教育基本条例案」に対して憲法・教育基本 法・地方教育行政法との整合性の観点から様々な 批判がなされています。しかし、現行の教育委員 会制度が制度疲労をおこし機能不全に陥っている 今日の状況の中で、学習者である児童・生徒の視 点に立った新しい教育政策の提示を誰に期待すれ ばよいのか。西見氏の講演は、「教育基本条例 案」の問題点を指摘すると同時に、新自由主義の 案」の問題点を指摘するとは異なる新しい教育改革 の展望がまだ依然として不透明であることを示唆 するものであった、と言えます。

松井市長と!

2月2日(木)午後2時から堀井良殷・井上孝良・中尾七隆・栄嶋まゆみ・植村幸子・髙瀬安男・船谷晴夫の7名が市役所にて松井正剛市長と懇談、桜井の明日を語りあいました。詳細はいずれ「うるわしの桜井」にて皆さまへ報告します。



新春交流昼食会

1月22日正午より「あるぼーる」で新春交流昼食会を催しました、市内外各地より43名が参加され、新春らしいなごやかな会合でした。普段は顔を合わせる機会のない方も多く、早くも来年もこの会を続けてほしいとの声があがっています。





事務局だより

- ●桜井市観光課・桜井市観光協会・うるわしの桜井をつくる会の三者による「桜井記紀 万葉プロジェクト推進協議会」の立ち上げが進んでいます。
- ●2月の常任理事会は2月17日(金)午後7時よりエルト桜井第6研修室にて開きます。

部会だより

文化部会 講演会に多数のご参加ありがとうございました、今後もいろいろな催しを考えています。

会員募集中 どなたでも(市外の方も)入会できます。くわしくは事務局まで。 年会費 個人¥2,000 法人¥20,000

編集後記 「教育する」は権力を背景にした言葉です。「学習する」は自発的なものです。私は学習する意欲を抽き出すのが良い教育者と思います。世間は教育と躾を混同しています。朝は「おはよう」という。これは躾の問題です。何故「おはよう」といわなければならないか。こう考える時、学問の道に入ります。どちらかというと世間は学問より躾に目が行くようです。なお、成績の良い子を生み出すばかりが教育ではありません。青少年時、反社会的であり、不良と呼ばれた人が後年、社会的にも人柄の上でも大成することは多く見聞するところです。 (あさ)

うるわし通信編集責任者 〒633-0091 桜井市桜井142-5-203 淺川 肇 TEL090-1961-6345